



## 新成人を狙う


### もう 儲け話に注意!



今年4月から  
成年年齢引下げ!

### 事例

大学の先輩から「儲かる話がある」と誘われ投資用の教材を購入した。「同じように誰かを勧誘すれば報酬が貰える」とのことだったので、友人を勧誘したが断られた。



もう

- ・儲かる等の説明をうのみにせず、しくみや実態が分からなければ契約しないようにしましょう!
- ・誰かを勧誘することで、気が付かないうちに、その人もトラブルに巻き込んでしまうかもしれません。

- ◆ 民法改正により、令和4年4月1日以降は**18歳で成人**になり、保護者の同意がなくても様々な契約ができるようになります。

### 例えば

- 携帯電話の契約をする
- ひとり暮らしのアパートを借りる
- ローンを組む
- クレジットカードを作る など

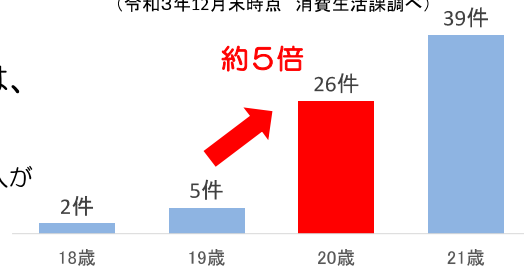
- ◆ その一方で、成人になってからの契約は「未成年者取消権※」が使えなくなるので、**高校生を含む18歳・19歳の消費者トラブルの増加が予想されています。**

※ 保護者の同意なく結んだ契約を取り消せる権利

令和3年度 県内の「マルチ・マルチまがい」契約当事者年齢別相談件数  
(令和3年12月末時点 消費生活課調べ)

- ◆ 特に「**友達を勧誘すれば報酬が入る**」といった「**マルチ・マルチまがい**」に関する相談件数は、20歳になると大幅に増加します。

※ 友人や知人を新たに販売員として販売組織に参加させれば収入が得られるなどと勧誘し、商品やサービスを契約させる取引形態



- ◆ 保護者向け特設サイトで、消費者トラブルに遭わないためのポイントなどを紹介していますのでご覧ください。

保護者向け  
特設サイト



「あなたのお子さんは大丈夫?」  
“18歳”が狙われる消費者トラブル  
<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/gua/>



消費生活相談は  
**消費者ホットライン**

☎局番なし **188**  
(身近な消費生活相談窓口につながります。)

国民生活センター  
**公式LINE**  
のご案内はこちら



# 新型コロナウイルス感染症の検査キットでのトラブルに注意

## 相談事例

- ・検査をしても陽性か陰性かわからない
- ・検査キットでは陰性だったのに、実際は陽性だった
- ・検査のための血液がうまく採取できない
- ・検査キットや検査の結果が送られてこない など



検査キットだけでは新型コロナウイルスに感染しているかどうかわかりません。  
→ 発熱などの症状がある場合は、医療機関の受診を！



- ・利用前に、検査キットで確認できることや検体の取り方などの確認を！
- ・悪質な通販サイトを利用しないために、事業者情報の確認を！
- ・日ごろから感染対策（こまめな換気やマスクの適切な利用など）を！
- ・トラブルが生じた場合などは消費者ホットライン「188」へ

## 新型コロナウイルスの抗原検査キットは「体外診断用医薬品」を選んでください！



新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR検査、抗原検査（定性・定量）等があり、これらの検査キットのうち、消費者が入手できる、国の承認を受けているものは、「体外診断用医薬品」として販売されている一部の抗原検査キットのみです。

なお、「体外診断用医薬品」の抗原検査キットは、セルフチェック用として使用するもので、その結果であっても診断にはなりません。診断には医療機関への受診が必要です。

また、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で感染しているかを調べる目的に使うことはできません。

※本記載は2021年11月4日時点の情報に基づいています。

	抗原検査（定性）	抗原検査（定量）	PCR検査
調べるもの	ウイルスを特徴づけるたんぱく質（抗原）	ウイルスを特徴づけるたんぱく質（抗原）	ウイルスを特徴づける遺伝子配列
精度	検出には一定以上のウイルス量が必要	抗原検査（定性）より少ない量のウイルスを検出できる	抗原検査（定性）より少ない量のウイルスを検出できる
検査実施場所	検体採取場所で実施	検査機器等を要する	検査機器等を要する
判定時間	約5～30分	約30～40分	数時間



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しませう



神奈川県



消費生活センター  
かながわ消費生活センター

消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>

Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>

Twitter(かながわ中央消費生活センター) [https://twitter.com/kanagawa\\_shouhi](https://twitter.com/kanagawa_shouhi)



〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話：045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506